○厚生労働省令第七十八号

職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の三第一項第一号及び第三十五条の規定に基づき、職業安定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業安定法施行規則の一部を改正する省令

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第四項及び別表第二種特別加入保険料に充てるべき手数料の項中「千分の七・五」を「千分の六・五」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第三号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年四月一日

会計検査院長　河戸　光彦

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五号の二書式参考1中「、児童手当及び子ども手当」を「及び児童手当」に改める。

第五号の三書式参考を削る。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　平成二十六年度分までの計算証明については、なお従前の例による。

○会計検査院規則第四号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年四月一日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「子ども手当及び」を削る。

別表第二局厚生労働検査第一課の事務分掌事項欄中「独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センター」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」に改め、同表第三局国土交通検査第一課の事務分掌事項欄中「独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所」を「国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所」に改め、同局国土交通検査第二課の事務分掌事項欄中「独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所」を「国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人電子航法研究所」に改め、同局国土交通検査第五課の事務分掌事項欄中「独立行政法人海上技術安全研究所」を「国立研究開発法人海上技術安全研究所」に改め、同局環境検査課の事務分掌事項欄中「独立行政法人国立環境研究所」を「国立研究開発法人国立環境研究所」に改め、同表第四局文部科学検査第一課の事務分掌事項欄中「独立行政法人科学技術振興機構」を「国立研究開発法人科学技術振興機構」に、「並びに独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「、独立行政法人国立大学財務・経営センター並びに国立研究開発法人日本医療研究開発機構」に改め、同局上席調査官（文部科学担当）の事務分掌事項欄中「独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海洋研究開発機構及び独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同局農林水産検査第三課の事務分掌事項欄中「独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産総合研究センター」に改め、同局農林水産検査第四課の事務分掌事項欄中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター及び国立研究開発法人森林総合研究所」に改め、同表第五局情報通信検査課の事務分掌事項欄中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改め、同局経済産業検査第一課の事務分掌事項欄中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改め、同局経済産業検査第二課の事務分掌事項欄中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。